



「高等教育機関における障害学生の受け入れと支援の在り方に関する特別研究」の研究成果

著者	山崎 安則, 池田 和彦, 江玉 睦美
雑誌名	筑紫女学園大学・筑紫女学園大学短期大学部紀要
号	8
ページ	165-176
発行年	2013-01-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1219/00000019/

「高等教育機関における障害学生の受け入れと支援の在り方に関する特別研究」の研究成果

山崎 安則・池田 和彦・江玉 睦美

Result of “Special Research on the Consideration on Support Services for Students with Disability in Higher Education Institutions”

Yasunori YAMASAKI, Kazuhiko IKEDA, Mutumi EDAMA

はじめに

今日においても障がいを持つ学生の受け入れに関して拒否的もしくは消極的な姿勢を示す大学などの高等教育機関（以下「大学等」）は、「受け入れ体制が不十分な状態で障がい学生を受け入れることは、かえって無責任である」とか、「障がいを持つ学生を専門的に受け入れている大学等や支援体制の整った大学等へ入学するほうが本人にとってよい」などと「説明」することがある。

しかしながら、これらの「説明」は次のように翻訳して理解する必要がある。すなわち、「本学では、今後とも障がいを持つ学生を受け入れるつもりはないので、いつまでたっても受け入れ体制は不十分なままで差し支えない」、「そういう大学等のほうが一般的なのであるから、どうしても大学等で勉強したいのなら、専門的もしくは支援体制の整備された大学等へ行けばよい」と。

のちにみるように、障害者の権利に関する条約ができ、日本でもその批准に向けて国内法の整備が試みられ、文部科学省が障がいを持つ学生の高等教育機関で学ぶ権利保障に向けてさまざまな見解を表明し、後に紹介するように、本年6月からは「今後の高等教育段階における障がいのある学生の修学支援の在り方について検討を行う」ために、新たに「障がいのある学生の就学支援に関する検討会」を開催し始めている情勢下において、各大学等が障がい学生の受け入れに積極的に取組もうとするのか、拒否的もしくは消極的な姿勢を取り続けるのかが、大学等が果たすべき社会的役割との関係で問われていると言えよう。

しかし、そうかといって、「本学では障がいをもった学生を積極的に受け入れます」などとアドバルーンをあげるだけで何ら具体的な手立てを講じないとすれば、それは何の問題解決にもならないということも明らかである。積極的な姿勢は同時に、のちにみる「合理的な配慮」を十全に行おうとする姿勢を含むものとして、具体的・実践的に提示されるのでなければならない。

こうした問題意識をもつ本稿は、2011年度に筑紫女学園大学から助成を受けた「高等教育機関における障害学生の受け入れと支援の在り方に関する特別研究」(代表：山崎安則、メンバー：山崎安則・池田和彦・江玉睦美)の研究成果のうち特に大学等が取るべき姿勢・態度の問題を中心に報告し、本学における障がい学生受け入れの基本的方向性の構築に資することを目的とするものである。

I 障がい者の高等教育を受ける権利を取り巻く状況

1. 障害者の権利条約を中心とする国際的な動向

障がい者の権利に関する国際的な動向について、まずはその経緯を確認するところから始めることにしたい。まず、1975年12月9日、第30回国連総会において採択された障害者の権利宣言において、人権の中でも障がい者に特化した宣言がなされた。このことは、国際的な歴史においても、人権一般の宣言や条約のみでは障がい者の人権が十全には保障し得なかったことを意味するものであったと考えてよいであろう。

しかしながら、各国内において法的拘束力を有さない「宣言」をもって具体的・实际的に障がい者の権利が保障されるのが、それなりに高い人権意識をもともと有する国に限定される傾向は否めないところである。その意味で、今回の「条約」としての採択は、この限界を克服せんとする国際的意志の表明であって、「先進国」と目され、さらには日本国憲法という基本的人権の尊重をその柱のひとつに数える日本がこれを批准し、障がい者の権利保障について国際社会をリードする役割を果たすべきことは言うまでもなく、その方向こそが日本が果たすべき国際的責任であると認識すべきであろう。

障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities、以下「障害者権利条約」）は、2006年12月13日開催された第61回国連総会において採択され、日本も2007年9月28日、署名を行うことによって同条約の趣旨に賛同の意を表明した。現在、批准に向けた国内法の改正・整備に向けた検討が重ねられているが、政局それ自体の不安定さもあってか、その作業は必ずしも十分な成果を既にあげているとは言い難い。

この条約が、障がい者の権利全般を射程に収めていることは、したがって、その範囲がきわめて多岐に亘っていることは、言うまでもないが、本稿では、それらのうち本研究にとって必要最小限の範囲に言及するほかない。

本研究の課題にとって直接関係する教育についての障害者の権利は、「第24条 教育」において次のように規定されている。

○障害者の権利に関する条約（外務省仮訳）

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
- (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。
- 3 締約国は、障害者が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
- (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに適応及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聴覚障害者の社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 視覚障害若しくは聴覚障害又はこれらの重複障害のある者（特に児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育のすべての段階に従事する専門家及び職員に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

障がい者に教育を受ける権利を保障しようとする際の基盤となる初等および中等教育領域を中心に規定されているようにも観えるが、少なくともその領域だけに課題が限定されているわけではないことは、第5項に明らかである。とりわけ、高等教育においても、この条約のキーワードのひとつでもある「合理的配慮」が要請されていることに留意しておきたい。

合理的配慮とは、本条約では第2条において以下のように「定義」されている。まず「障害を理由とする差別」を「障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障

害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む」と定義したうえで、その「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」であるとされているのである。

これを要するに、こういうことであろう。国際的にみて最も障がい者の権利が保障されている社会においてさえ、いまだ「特別」の手立てを用意しないと障がい者は移動でさえもままならない場合があるという前提がある。換言すれば、同条が「ユニバーサルデザイン」を定義している「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない」といったレベルに、人類社会はいまだ至りついてはいないのである。

その場合、遡ること30年前の国際障害者年がその理念として掲げた「完全参加と平等」を障がい者が現実に手にするためには、さまざまな点で「『特別』の手立て」、すなわち条約のいう「合理的配慮」が今だ必要なのであり、それは障がい者の側からみれば当然の権利として享受すべきものということになる。そして、その「合理的配慮」の内容に応じて、その配慮義務の所在は、国家にであったり、地方自治体にであったり、個別の教育機関や医療機関などの社会的な機関・施設等にであったり、ということになるであろう。

したがって、この配慮義務の所在であるところが「合理的配慮」を行わないとき、その状態は障がい者差別となり、当該機関や施設等（国家、地方自治体を含む）は差別者であるということにもなる。極めて厳しい、あるいは極論と受け取る向きもあるかもしれないが、これが、今般、国際的に採択され、日本も署名行為によって賛同した条約の中核なのである。

この条約において教育に関する規定が同条に限られるわけではないことは言うまでもなく、たとえば第9条「施設サービスの利用可能性」においても、その第1項は「締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者と平等に、都市及び農村の双方において、自然環境、輸送機関、情報通信（情報通信技術及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用することができることを確保するための適当な措置をとる」とし、同項の(a)には対象となるべき施設のひとつとして「学校」もあげられている。また、同条第2項(e)には「公衆に開放された建物その他の施設の利用可能性を容易にするための生活支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること」が要請されているのである。

2. 日本国内における障がい者政策の展開

では次に、こうした国際的な動向のもとで、先述の通りこれを先導すべき国際的位置にあるはずの日本国内の状況を、教育の領域に限定して、簡単にみておきたい。

障害者権利条約を批准するためには、障害者差別禁止法の制定が不可欠であり、現在、次にみる

障害者基本法改正によって設置された障害者政策委員会の下に移設された差別禁止部会による検討が進められている¹。

同部会は2012年9月14日、「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』に関する差別禁止部会の意見」をとりまとめ、障害者権利条約の趣旨をふまえて、「合理的配慮の不提供は差別と位置付けられ、相手方に積極的な作為義務が課されることになる」とした。

この趣旨をふまえれば、障がいをもつ学生に対して大学等に「合理的配慮」義務が課せられること、それを怠ることは障がい学生を差別していることになることが明白である。具体的に例示するなら、肢体不自由を有する学生がキャンパス内の移動やトイレなどで困ることのないバリアフリー環境を整備すること²、聴覚障がいをもつ学生に講義内容を中心とする情報保障（手話通訳やノートテイクなど）を行うこと、視覚障がいをもつ学生に配慮した点字教材や拡大された教材を用意すること、発達障がいをもつ学生が安心して学べ、その能力を発揮できる環境を整備すること、さまざまな障がいをもつ学生が試験（入試や定期試験等）を受ける際に必要な配慮をすること等々、いわゆる「インクルーシブ教育」を可能とする「合理的配慮」の内容はきわめて多岐にわたる。

さらに具体的な「合理的配慮」の内容については、本稿の第Ⅱ部において先進的な取り組みを行っている大学等の事例を紹介し考察を加えるが、本章の最後に、関連する国内法の主な規定を紹介しておくこととしたい。

まず、2011年8月5日に公布された障害者基本法の改正内容として、第4条に新設された「差別の禁止」規定をあげておかなければならない³。同条は第1項で「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定したうえで、つづく第2項では「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」としている。

これを読んで、万が一にも「その実施に伴う負担が過重でないときは」との文言の挿入にほっと胸をなでおろす者があるとすれば、その者は、ほぼ間違いなく、差別者である。「そんなことはない」と反論するためには、少なくとも、その負担が何を基準に「過重」だと言えるのかを立証し、そのうえで仮に「過重」だとしても何がしか克服の道はないのかを真摯に模索する日常的な姿勢の確保が必要となるからである⁴。

また、発達障害者支援法第8条には、第2項において特に高等教育機関の配慮義務にふれ、「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と規定しており、大学等に発達障がいをもつ学生が増加している状況に鑑み、十分に留意する必要がある。

肢体不自由者などへの配慮としてのバリアフリー推進に関しては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称「新バリアフリー法」がある⁵。その第16条には、学校を含む「特定建築物」（第2条第27号ロ）を建築するときは、「建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要や措置を講ずるよう努めなければならない」とこととされている。

また、こうした状況の下、特に文部科学省においても、本年6月からは「今後の高等教育段階に

おける障がいのある学生の修学支援の在り方について検討を行う」ために、新たに「障がいのある学生の就学支援に関する検討会」を開催し始めており、8月8日には第4回検討会が行われた⁶。

検討の成果は今後の議論に委ねられるが、文部科学省がこのような特に高等教育を障がい学生に保障するための検討会を開催し、具体的な議論を蓄積していこうとしていることは極めて重要である。各大学等は、ここで展開される議論を積極的に受けとめ、さらに先駆的な取り組み事例を提供すべく努める社会的責務があると言わねばならない。

現在公表されているのは第2回検討会までの内容に限られているが、例えば、第2回には先述した「合理的配慮」について、「高等教育段階に当てはめた際の論点例」が提示されており、今後の議論の展開が期待される場所である。

II 先駆的な実践を展開する大学の状況

では次に、本特別研究の一環として愛媛大学の協力を得て行った実地調査の内容について論ずることとしたい。愛媛大学は、先駆的な実践を展開する大学のひとつであり、とりわけ学生によるボランティア活動を重視しながらも、そこに過度に依存するのではなく大学当局との適切な連携を展開している点、障がい学生や支援学生の居場所を確保し、そこから発信される諸課題に大学として責任をもった対応を行っている点など、本学における障がい学生支援のあり方を考えるうえで、学べき点が多いものと思われる。

1. 愛媛大学選考の理由

今回、私たちの調査・研究の目的は全国の大学における障がい学生支援の現状と課題を明らかにし、筑紫女学園大学の障がい学生支援に役立てることである。そこで日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（以下、「PEPNet-Japan」という。）にアクセスを試みたところ、現在、PEPNet-Japanと連携している大学・機関は全国に17ヶ所あった。その中で今回の調査・研究の目的・予算・日程などの諸条件を考慮した結果、聴覚障がい学生への支援を中心に他の障がい学生への支援と組織体制が、私たちが求める規模と内容において国立大学法人愛媛大学が最もふさわしいと判断し視察・訪問先を選択した。

そして、以下の体制で実施した。

- (1) 日程：平成24年3月5日（月）～6日（火）1泊2日
- (2) 人員：山崎・池田・「MSG代表2名」
- (3) 目的：愛媛大学の障がい学生支援の現状と課題を明らかにし、筑紫女学園大学の障がい学生支援に役立てる。

2. 学生への支援体系・体制について

私たちが訪問した愛媛大学城北キャンパスでは、学部・大学院の窓口を一本化し、学生支援のための「ワンストップ・サービス」に取り組んでいる。

当大学の支援体系は大学組織と学生組織の2つの組織をもって構成・機能している。大学組織は、学生支援課、学生支援センター、アカデミックアドバイザー、総合健康センター、障害者修学支援委員会、各学部担当者で構成され、その中にバリアフリー推進室が位置づけられている。学生サービスステーションの中には、学習支援の窓口（教育支援課）と学生生活支援の窓口（学生支援課）があり、大学院生が学習支援を行う「スタディ・ヘルプ・ディスク」や専門の職員が障がい学生の支援を行う「バリアフリー推進室」のほか、「学生なんでも相談窓口」が設置されている。バリアフリー推進室では、①学生相談、支援業務としてカウンセリング、エンパワメント支援、②支援学生養成業務、③コーディネイト業務として、支援学生コーディネイト、支援センターミーティングでの情報共有、大学内各機関との連携を主な業務としている。

学生支援センターは、様々な修学支援や学生生活に関わる相談体制の充実を目指し企画・実行するセンターとして機能している。学生支援センターには、センター長を含め4人の教員が学生支援課および就職支援課の職員と連携しながら活動に取り組んでいる。日常生活での悩み、人権侵害などに関する相談や、課外活動、ボランティア活動の支援、障がい学生の修学支援のほか、インターンシップの実施や就職セミナーの開催といったキャリア支援など、入学から卒業まで安心・安全に学生生活を送ることができるよう様々な支援を行っている。

学生組織は、スチューデントキャンパスボランティア（SCV）を中心に、教員・事務職員の支援を得ながら、自分たちの問題を自分たちで解決していく、愛媛大学公認のボランティアスタッフとして位置づけられている。スチューデントキャンパスボランティア（SCV）は、①愛媛大学学生メンターズ（ESMO）、②国際交流コーディネーター（ICO）、③ボランティアコーディネーター（AIVO）、④キャリア・サポーター（CS）、⑤メディア・サポーター出版部（MSPT）、⑥メディア・サポーター映像部（MSBT）、⑦図書館サポーター（LS）、⑧ECOキャンパスサポーター（ECS）で構成され、大学の運営に関わっている。その一つに、障がい学生支援ボランティアとして、CBP（Campus-Barrier-Free Promotor）が設立されている。正式な登録をした場合、IDカードと委任状が届く仕組みになっている。現在、SCVへの登録者数は、223人となっており、学生支援課を中心に様々な活動に取り組んでいる。

3. バリアフリー推進室の業務について

愛媛大学では、障がい学生をサポートするために、「障がい者修学支援委員会」と「バリアフリー推進室」が連携し、障がいのある学生への支援について全学的に取り組んでいる。バリアフリー推進室の業務では、多様な障がいを持つ学生を受け入れ支援していくため、聴覚障がい学生に対するノートテイクだけでなく、点字ブロックの敷設、バリアの解消、エレベーターの設置など、学内のバリアフリー環境全般にわたって提言・企画などの推進と予算化の権限をもっている。また、学期始めには、講義担当教員への配慮依頼を行うなど、学生と教員との調整役も務めている。

さらに、障がい学生の入学に関しては、8月のオープンキャンパスから入学志願者事前相談、入学試験、入学前相談、入学後相談など年間のプログラムを通してしっかりとした対応を大学全体の入試体制の中で取り組んでいる。

現在、バリアフリー推進室では、Googleの様々なツールを活用して障がい学生支援を行っている。具体的には、講義で支援が必要な障がい学生は、全員のGmailのアカウントを取得し、コーディネーターとのやりとりはGmailやGoogle Calendarを中心に行なっている。

一般的には、次のような手続きを経て支援が行われている。

■支援申請：履修登録後、支援が必要な講義（全15回）の日程をGoogle Calendarに入力し次に、Google Calendarの連絡欄に、希望する支援の種類等を入力する。

■調整：Google Calendarの情報を元に、コーディネーターが支援学生を募集・調整を行う。（できるだけ、その講義の専門に合った支援学生を配置できるよう配慮する。）

■決定通知：支援学生の調整がついた講義から、コーディネーターがGoogle Calendarの連絡欄に支援学生の情報（氏名・学部・回生）を入力する。障がい学生は、随時自分の支援情報を確認する。

■その他：休講や補講等の変更がある場合、障がい学生がGoogle Calendarを修正の上、Gmailからコーディネーターに変更を連絡する。長期休暇中に行われる集中講義に関しても、Google Calendarを通じて調整する。

こうしたGoogle Calendarを活用して得られるコーディネーターのメリットとして、大量のメールのやりとりをせず、常に最新の情報を発信・受信することができる。また、Google Calendarを用いることで、複数の障がい学生の受講状況を同時に確認できるため効率的なコーディネートが可能になることなどが挙げられる。

また一方、障がい学生にとってのメリットとして、自分の講義支援の情報をパソコンやスマートフォンからいつでも確認できること。これらのツールの使い方は、障がい学生ミーティングで行うICT力の向上練習を通して身につけていくことができること。さらにGoogle Calendarを活用することで、支援の申請方法やメールの書き方などチャットソフトの使い方を習得できることなど、社会に出るとき必要な力を養うことができることなどが挙げられる。

現在、バリアフリー推進室には、肢体、聴覚、視覚障がいに対応した専門的知識と技術を持った3人のスタッフが配置されている。また、3人はいずれも手話ができることが条件で採用されている。

4. 障がい学生支援ボランティア（CBP [Campus Bariree -free Promoters]）

障がい学生支援ボランティア（CBP [Campus Bariree -free Promoters]「現在64人」）は、学生組織SCV（Student Campus Volunteer）の中の一つのボランティア組織として位置づけられバリアフリー推進室などと連携し、学生の要望に応じている。主な活動はノートテークをはじめとする障がいを有する学生へのさまざまな支援である。大学組織と違って障がい学生支援ボランティア組織は、学生のボランティア精神によって維持されているため、常に継続性・安定性という問題が活動の弱点となっている。

障がい学生支援ボランティアとして登録するためには、①障がい学生支援活動に関する「授業」、②障がい学生支援活動のための「基礎講座」などの授業、基礎講座を受ける必要がある。講座受講

のための特別な条件は無いが、授業ではないので、単位を取得することはできないことになっている。

障がい学生支援ボランティアの活動では、①障がい学生への支援、やりよるけん！、②もっと仲良くなりたけん♪、③学内のバリアフリー化に奮闘中！、④広報もがんばっとんよ！、の4つを重点事業として取り組んでいる。また、学生らしい取り組みとして障がい学生支援ボランティア活動のマスコットキャラクター「はぐ太郎」が、さまざまな場面で登場し、和やかな雰囲気を醸し出している。

<4つの重点事業>

■ 1. 障がい学生への支援、やりよるけん！

- ①支援活動として、ノートテイク、PCノートテイク、板書ノートテイク、ガイドヘルプ、支援学生の募集
- ②基礎講座として、ノートテイク基礎講座、PCノートテイク基礎講座、ガイドヘルプ基礎講座、手話基礎講座を開講

■ 2. もっと仲良くなりたけん♪

- ①意見交換会では、学期終わりに年2回、障がい学生、支援学生、CBPで「意見交換会」を開催し日頃の支援活動について意見交換を実施
- ②手話ランチでは、週1回、手話だけで交流する「手話ランチ」を実施
- ③他大学との交流

■ 3. 学内のバリアフリー化に奮闘中！

- ①バリアフリー調査の実施
- ②調査結果を学生代表者会議を通して学長へ提言

■ 4. 広報もがんばっとんよ！

- ①広報誌「はぐはぐ通信」の配布
- ②CBPブログ「はぐるく」
- ③PEPNet-Japanに参加

ところで、筆者は平成22年10月、本学の生涯学習センター企画による「障がい学生支援」に関する視察研修でお世話になった。その時、案内してくれた教員やスタッフ等人事面での異動や変化はなかったが、バリアフリー推進室や障がい学生支援ボランティア（CBP「Campus Bariree -free Promoters」）室の位置が大きく変わっていた。2年前の視察では、バリアフリー推進室は学生支援課や障がい学生支援ボランティア室のある本館管理棟から離れた別の愛媛大学アミューズ棟3階に設置されていた。もちろん、聴覚に障がいのある学生や車イスを使用している学生にしてみれば、たとえ障がい学生専用窓口が設置されたとはいえエレベーターや階段を使用しなくてはならず遠くて不便な場所にあった。ところが今回の視察では、バリアフリー推進室と障がい学生支援ボランティア（CBP「Campus Bariree -free Promoters」）室は同じ共通講義棟（教育4号館）1階、えみかキッズ隣に移動していた。移動の理由について、単なる運営上の効率化・合理化に伴う移動

ではなく、東日本大震災の教訓など障がい学生や支援する学生ボランティア及び職員スタッフに対する人命の尊重・安全を確保するという観点から行われた引っ越しであるという説明を受けた。もちろん、建物の東側にはスロープと自動ドアが、新推進室の入口も少し大きめの自動ドアが設けられている。また、相談窓口が管理棟から少し離れた場所に設置されたことにより、プライバシーなどへの配慮や管理的雰囲気が薄れたことにより、学生が気軽に相談できる環境が整っている。設備ではイスやテーブル、本棚、冷蔵庫、映像編集用機器、CBP専用パソコンなどが設置されている。

新たに設置されたバリアフリー推進室は、以前よりも増して移動や機能という点から利便性が高まり、障がい学生の日常的な活動の「たまり場」として機能している。開館時間も21:00までとなっており、事前の準備や会議、打ち合わせなどに利用されている。

5. 障がい学生への支援内容について

愛媛大学では、11人の障がい学生が在籍しており、そのうち9人が支援を受けている。障がい種別では、肢体不自由4人、聴覚3人、視覚1人、重複1人である。障がい学生の中には、重度障がいや電動車椅子使用の学生も在籍している。障がい学生への対応は教育学生支援部バリアフリー推進室が担っている。

■支援の種類と支援内容

- ①ノートテイク…………… 聴覚障がい学生の支援方法の一つで、2人1組になって、講義中に先生が話した内容など聞こえたことからどんどんノートに書き取る。
- ②パソコンノートテイク… 聴覚障がい学生の支援方法の一つで、2人1組になって、ノートに書き取る代わりにパソコンに打ち込む。
- ③板書ノートテイク…………… 視覚障がい学生の支援方法で、黒板に書かれた文字が見えにくい弱視学生のために限って大きな文字で板書を書き写す。
- ④ガイドヘルプ…………… 肢体不自由学生の支援方法で、板書の代筆、姿勢を変えるお手伝いなどを行う。

その他、映像資料の文字起こし、代読、視覚障がい学生のための移動支援等も行っている。そのため、設備（機材）と高度な技術が必要となっている。また、学習支援に留まらず、移動支援や食事の介助まで含まれており、大学生活全般にわたって行き届いた配慮が行われている。こうしたノートテイクをはじめとする様々な障がい学生支援や作業は、バリアフリー推進室が業務として取り組むほか、日々の支援にあたっては、障がい学生支援ボランティア（CBP）の支援はなくてはならない存在になっている。現在、CBPには90人が登録しているが、実際に活動しているのは40人～50人程度である。入学式、卒業式、講演会等、高度な技術を必要とする場合、松山市内の手話サークルなど、有償で外部の団体に委託している。

バリア推進室が依頼するノートテイクなどの支援には、時給900円が対価として支払われている。大学側は、ボランティア活動といえども継続性・安定性・専門性の確保という観点から有償にして

いる。しかし、支援活動前後の準備や技術習得に関する活動の時間などに関しては有償の対象となっていない。こうしたボランティア精神と有償による人材確保や専門性によって、愛媛大学の障がい学生支援は支えられている。

6. まとめ

愛媛大学では、障がい学生支援基本指針の中で「障がい学生も、そうでない学生も、単に教養や専門知識を身に付けるだけでなく、様々な経験や活動を通じて成長し、社会に出てから自立した生活を送るための力をつけること」を目的としている。また、当大学における障がい学生支援については「障がい学生とともに何ができるのかを考え、模索しながら課題の解決に取り組み、障がい学生にサービスを提供するだけでなく、サポートする学生も、障がい学生も共に成長しあうこと」を基本方針としている。このように国立大学法人でありながら、障がい学生への支援に関して明確に指針・方針として全学的に掲げていることに感銘を受けた。

また、今回の視察を通して強く感じたことは、あらゆる障がい学生への教育保障（情報保障）を教職員、学生、組織全体が理解し、本気で取り組んでいる姿勢である。障がい学生の入学に関して、愛媛大学ではバリアフリー推進室、学部教員、事務が連携し、志願者及び保護者、出身高校関係者等との面談を通してしっかりと話し合い、時間をかけて支援体制を構築している。

今後、筑女が取り組まなければならないことは、①障がい学生への支援に関して法人全体の合意形成を図ること、②あらゆる障がい学生への支援体制を構築すること、③支援に必要な予算と財源を確保すること、④支援に必要な人材を確保し配置すること、⑤MSGへの支援と連携を密にすること、⑥組織と規定による支援体制の基盤整備をすすめること、である。

以上がすべてではないが、今や、障がい学生への支援は、どこの大学においても求められる時代である。これからも筑女で学びたいと思っている学生の中には、何らかの支援が必要な学生が必ず入学してくる。そのためにも、これから筑女が大学としての理念と社会的責務を果たしていくためには、現在、在籍している障がい学生たちの声に真摯に耳を傾け、併せて他大学の状況を参考に、身の丈に合った支援体制を構築していくことである。

おわりに

以上の考察から明らかなことは、とりわけ本学のような宗教を背景とする大学等にあつては、「建学の精神」が問われるのだということである。一般の社会やこうした建学の精神を持たない他大学等と変わらぬことしかしないのであれば、そこに「建学の精神」は具現化されておらず、その精神を語る必要もないということになるからである。

筆者ら3名は寺院出身者でも浄土真宗を専門に考究してきた者でもないが、親鸞が実践的に提示した宗教的姿勢は、条約や法律の存在以前に、障がい者を当然に含むすべての人間への差別を容認しないものであることは理解しているつもりである。

いかにすれば、親鸞が示した仏教に基づく建学の精神を具現化し得るであろうか、われわれは、

深く、しかし大急ぎで考える必要がありそうである。

【注】

- ¹ 差別禁止部会は、障害者政策委員会設置以前には、障がい者制度改革推進会議（2009年12月8日の閣議決定により内閣総理大臣を本部長として設置された障がい者制度改革推進本部の下で開催）の下に置かれていたが、2011年8月5日に公布された改正障害者基本法第32条の規定により設置された障害者政策委員会に移設されたものである。
- ² バリアフリー環境の実現に関わって具体的な例をあげておくと、例えば、本学にはすべての校舎にエレベーターが設置されているというだけでは不十分である。エレベーターのような定期的な点検を不可避とするものについては、各校舎に複数の設置がなされてはじめてバリアフリー環境を語る資格が生ずると考えるべきであろう。
- ³ 改正前の障害者基本法においても、その第3条第3項において、本文で紹介した改正法第4条第1項と同じ「何人も障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」との規定はあったが、このたびそれが深められた。しかしながら、障害者差別を具体的・実践的に禁止するためには、さらに障害者差別禁止法制定が不可欠なのである。
- ⁴ 多くの場合、「負担が過重」だと主張する機関・施設等では、障害者に対する「合理的配慮」以外の部門において、かなりの無駄遣いをしており、そのくせそのことには無頓着なものである。
- ⁵ 同法は、1994年制定の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称「ハートビル法」）と2000年制定の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称「交通バリアフリー法」）を2006年に一本化したものである。
- ⁶ http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/shugaku/index.htm 参照。ここには、各回の議事録、配布資料が掲載されている。

（やまさき やすのり：人間科学科 人間関係専攻 教授）

（いけだ かずひこ：人間科学科 人間関係専攻 教授）

（えだま むつみ：人間科学科 人間形成専攻 講師）